

## 熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に別段の定めのあるものを除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤職員の報酬は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、勤務に従事した月の報酬を翌月の5日に支給する。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、広域連合長が定める日に支給することができる。

2 前項に規定する支給日が、熊本県後期高齢者医療広域連合の休日及び期限の特例を定める条例(平成19年条例第1号)に規定する広域連合の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

3 非常勤職員が月の中途において退職し又は死亡した場合においては、第1項の規定にかかわらず、直ちに報酬を支給することができる。

(時間外勤務報酬)

第4条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する時間外勤務報酬の支給については、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例(平成19年条例第16号。以下「給与条例」という。)第16条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、給与条例第16条第1項中「第19条」とあるのは「熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条」と、「給与」とあるのは「報酬」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外報酬」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日報酬」と、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「非常勤職員」と読み替えるものとする。

(休日報酬)

第5条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた非常勤職員に

は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日報酬を支給する。

- 2 前項の規定により支給する休日報酬の支給については、給与条例第 17 条の規定を準用する。この場合において、給与条例第 17 条中「熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 7 条」と、「給与」とあるのは「報酬」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日報酬」と読み替えるものとする。

(端数計算)

第 6 条 第 4 条の規定により支給する時間外報酬及び前条の規定により支給する休日報酬の額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときにはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの報酬額の算出)

第 7 条 勤務 1 時間当たりの報酬額は、報酬の月額に 12 を乗じ、その額を 1 日当たりの勤務時間に 240 を乗じたもので除して得た額とする。

(公務旅行の費用弁償)

第 8 条 非常勤職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員等の旅費に関する条例（平成 19 年条例第 17 号。以下「旅費条例」という。）に規定する職員の旅費と同一の額とし、その支給方法は、旅費条例の規定を準用する。

(通勤費用相当分の費用弁償)

第 9 条 広域連合長は、非常勤職員の通勤費用に相当する額（以下「通勤費用相当額」という。）を、費用弁償として支給する。

第 10 条 前条の通勤費用相当額の支給対象となる非常勤職員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 任用期間が 2 月以上である者

(2) 広域連合から自宅までの直線距離が 2 km 以上あり、かつ、広域連合に交通機関又は交通用具を用いて通勤する者

第 11 条 通勤費用相当額は、前条第 2 号に掲げる通勤手段にかかわらず勤務に従事した日 1 日につき別表第 2 に掲げる距離区分に応じた日額を、実勤務実績日数に乗じた額とする。

第12条 通勤費用相当額の支給については、勤務に従事した月分を翌月の報酬の支給日に併せて支給する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分	報酬の額
事務嘱託員	月額 168,460 円
保健師嘱託員	月額 192,160 円

別表第2 (第11条関係)

距離区分	日額
2 km以上 20 km未満	160 円
20 km以上	250 円